日野市 公告 第 274 号

都市計画の案について

都市計画法（昭和４３年６月１５日法律第１００号）第２１条第２項において準用する第１７条第１項及び日野市まちづくり条例（平成１８年条例第７号）第５０条第１項の規定により、日野都市計画に係る川辺堀之内地区地区計画の変更案を次のように公告する。

なお、市民等は、意見書の提出期間中に日野市長に対して、意見書を提出することができる。

令和8年(2026年) 11月24日

日野市長　古賀　壮志

記

都市計画の種類：日野都市計画地区計画川辺堀之内地区地区計画
都市計画を定める土地の区域：
変更を行う区域
東豊田一丁目、大字豊田、大字川辺堀之内及び大字上田各地内
縦覧場所：日野市役所まちづくり部都市計画課

縦覧期間：令和８年１１月２５日から令和８年１２月１５日まで
意見書の提出期間：縦覧期間満了日まで
意見書の提出先：日野市神明一丁目１２番地の１
日野市まちづくり部都市計画課